

名古屋経営短期大学 障がい学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、名古屋経営短期大学における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障がいがあり、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受け、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障がいがあることを示す診断書等を有する者で、本人が支援を受けることを希望する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学科長の責務)

第4条 学科長は、学長の命を受け、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、学生支援委員会において審議し策定する。

2 学生課においては、前項の実施計画にしたがって障がいのある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 支援は、障がいのある学生が所属する学科が主たる責任を持つものとする。

4 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生課は、関係部局間の調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

(庶務)

第9条 支援に関する庶務は、学生課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事長の承認を得て行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。